

直売所を核とした持続可能な農村創出 DX 推進事業業務委託 プロポーザル実施要領

1. 趣旨・目的

明日香村内3か所の直売所の売上は約4億円にのぼり、村内の8割以上の生産者の主たる出荷先として、重要な役割を果たしている。加えて、直売所は村民の就労の場、農産物等の購入の場、観光客の利用も多く、村の情報・魅力発信の場、観光交流の場にもなっているが、近年農産物の需要と供給のミスマッチによる販売機会の損失や、出荷量の減少等により、売上額が停滞・減少している。

そのため本業務ではICT等の技術を用いて直売所と生産者を連携する機能を有する在庫管理及び精算システムを構築することによって、農政上の課題に貢献する仕組みの構築に向けた実証事業を行い、直売所を核とした農村における「生活」「農」「観光」の循環の創出を目指すことを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

直売所を核とした持続可能な農村創出 DX 推進事業業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

(3) 業務内容

別添「業務委託仕様書」のとおり

(4) 予算額

金19,690,000円(消費税及び地方消費税相当額含む)を上限とします。

支払いは、業務の完了を確認した上で、一括して支払います。

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体等との関わりがないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 令和元年4月以降、以下の全ての業務実績を有すること。
 - (ア) 国や地方公共団体における農業、または観光に関する事業
 - (イ) 農林水産物直売所支援、または調査事業
 - (ウ) ICT等を活用した決済端末システム開発事業
- (7) 参加申込書の提出までに、参加資格審査申請を行い、これが正式に受理されることにより、企業及び共同企業体による参加を認めるものとする。なお、この参加資格審査申請は、本業務に対してのみ有効とする。

4. 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申込書及び提案書を指定期限までに提出してください。

5. 実施要領等の交付期間等

(1) 交付期間

令和7年6月23日(月)から令和7年6月27日(金)まで
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 交付場所

明日香村役場 明日香産業課
〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘 21 番地

(3) 交付書類

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 業務仕様書
- ③ 参加申込書(様式1)
- ④ 資格調書(様式2)
- ⑤ 質問票(様式3)
- ⑥ 提案書(様式4～様式6)

※上記の交付資料は、明日香村のホームページ(<https://www.asukamura.jp>)からもダウンロードできます。

6. 参加申込書の提出

(1) 提出期間

令和7年6月23日(月)から令和7年6月27日(金)まで
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 提出場所

明日香村役場 明日香産業課
〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘 21 番地

(3) 提出書類

- ① 参加申込書(様式1)
- ② 資格調書(様式2)

※会社概要、同種・類似業務の受託実績を詳細に記入してください。

※受託実績を証明する契約書の複写等を添付してください。

(4) 提出方法

持参または郵送により提出してください。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和7年6月27日(金)午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

(5) 参加資格審査申請

本実施要領3(7)に記載している参加資格審査申請が必要な者は別紙「参加資格審査申請書提

出要領」を参照の上、参加申込書の提出時に参加資格審査申請書の提出を行ってください。

(6)備考

提出された参加申込書等の内容、参加資格条件について審査し、不適格な場合は、非選定の通知を行います。

7. 質疑及び回答

(1)受付期間

令和7年7月2日(水)(ただし、午前9時から午後5時まで)

(2)質問方法

質問票(様式3)に質問内容を記入し、下記のFAX番号宛に送信してください。

なお、電話、口頭での質問は受けません。

FAX 番号 0744-54-9030(明日香村役場 明日香産業課宛)

(3)回答

上記の受付期間に受理した質問は、参加申込書の提出があった全ての者に、令和7年7月8日(火)までにFAXで回答します。

8. 提案書の提出

(1)提出期間

令和7年7月8日(火)から令和7年7月14日(月)午後5時まで

(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2)提出場所

明日香村役場 明日香産業課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

(3)提出書類

① 提案書表紙(様式4)

② 業務実施体制(様式5)

業務の実施体制を記載してください。

※担当者の経歴、保有資格、手持ち業務の状況を含みます。

③ 提案書(様式6)※任意様式可

ページ数に制限は設けませんが、以下の項目を含めて明瞭、簡潔に作成すること。

(業務の実施方針等)

- ・ 業務実施方針
- ・ 業務フロー
- ・ 業務内容ごとに整理した工程計画

(本業務にかかるテーマ)

- ・ 開発するシステムの提案

※ 別紙「審査項目及び審査基準」及び仕様書を参考にすること

※ 専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現を用いること。

④ 見積書(任意様式)

(4)提出方法

持参又は郵送により提出してください。なお、郵送による場合は書留郵便によることとし、令和7年7月14日(月)午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

(5)提出部数

正本1部、副本5部を提出すること。

(6)その他

- ① 用紙の規格は、A4・左綴じとし、文字の大きさは11ポイント以上とすること。
- ② 提案書表紙(様式4)には、代表者の押印をすること。
- ③ 業務実施体制(様式5)を1ページとし、各ページに通し番号を付けること。
- ④ 辞退する者は、速やかに提案辞退届(任意様式)を提出すること。

9. ヒアリング

提案者に提案内容の説明及び質疑を求めるとヒアリングを実施します。

(1)日時及び場所

令和7年7月中旬(詳細は別途通知します。)

(2)留意事項

- ①時間は1提案者あたり30分(提案者からの説明15分、質疑応答15分)程度を予定しています。
- ②ヒアリングにかかる費用は提案者の負担とします。
- ③ヒアリングの参加者は3名以内とし、当該業務担当予定者の参加を必須とします。
- ④欠席をした場合は、提案書の審査、評価及び選定から除外します。

10. 審査結果

別紙の「審査項目及び審査基準」に基づき審査を行い、最高得点を得た者を契約候補者に特定します。なお、最高得点を得た者が2人以上ある場合は、見積金額の最も低い者を契約候補者に特定し、見積金額が同額の場合はくじにより契約候補者を特定します。

審査結果は、ヒアリング後、概ね7日以内に文書により提案者あて通知します。

11. 契約の不締結

契約候補者の特定後、契約候補者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しません。

- ① 契約候補者の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあっては、その者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- ② 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 契約候補者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記⑥に該当する場合を除く)において、明日香村が明日香村との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

1 2. 契約の解除

契約締結後、契約者について11の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を明日香村に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認めるときは、契約を解除ことがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければならない。

なお、11中、「契約候補者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

1 3. その他

- ① 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- ② 提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- ③ 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- ④ 提出されたすべての書類は、返却しないものとする。
- ⑤ 提出されたすべての書類は、明日香村情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書(個人情報等は非公開)となる。
- ⑥ 提案書等に虚偽の記載をした場合や見積額が予算額を超えている場合は失格とする。
- ⑦ 提案書等の受理後の差し替え、追加・削除・訂正は、原則として認めない。
- ⑧ 提案書の提出者が1者であった場合は、審査基準による得点が60点以上で、委員会が認めたものを契約の相手方として特定することがある。
- ⑨ その他、定めのない事項については、地方自治法及びその他関係法令等に従うものとする。

13. スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の交付	令和7年6月23日(月)～令和7年6月27日(金)
参加申込書の提出	令和7年6月23日(月)～令和7年6月27日(金)
質問票の提出	令和7年7月2日(水)
提案書の提出	令和7年7月8日(火)～令和7年7月14日(月)
ヒアリング	令和7年7月中旬
審査結果の通知	令和7年7月中旬
契約の締結	令和7年7月中旬